

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する
特別委員会会議記録

1. 日 時 平成 27 年 8 月 17 日(月) 午後 1 時 30 分

1. 場 所 第 5 委員会室

1. 出席委員

委員 長	松 井	努
副 委 員 長	越 川	雅 史
委 員	高 坂	進
〃	鈴 木	雅 斗
〃	三 浦	一 成
〃	ほそだ	伸 一
〃	石 原	よしのり
〃	西 村	敦
〃	佐 藤	ゆきのり
〃	金 子	貞 作
〃	宮 本	均
〃	稲 葉	健 二
〃	加 藤	武 央
〃	秋 本	のり子
〃	堀 越	優

1. 欠席委員

な し

1. 会議に付した事件

- (1) 7月17日の鈴木雅斗委員の議事進行に関する件について
- (2) 地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況（取り扱い）について
- (3) 議会事務局より提出された資料の協議
- (4) 今後の調査の進め方について
- (5) 中間報告の申し出について
- (6) 次回の開催について

会 議

午後1時30分開議

○松井 努年長委員 ただいまから政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を開きます。

○松井 努委員長 まず、7月17日の鈴木雅斗委員の議事進行に関する件についてであります。

前回の本委員会で申し上げたとおり、私には不適切発言が聞こえませんでした。そこで正副委員長において録音内容を聞きましたが、鈴木委員の御指摘の不適切な発言は確認ができませんでした。

以上のとおりでありますので、鈴木委員におかれましては御了承をいただきたいと思っております。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 失礼でございますが、正副委員長でどのような形で調査のほうをなさいましたかお伺いできますでしょうか。

○松井 努委員長 インターネットの画面を見ながら、ヘッドホンで一部始終録音されている内容につきまして確認いたしました。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 インターネットと申しますが、この議事というものはインターネットで公開されているということでございますか。

○松井 努委員長 ごめんなさい、パソコンでございます。失礼しました。発言を訂正いたします。パソコンで確認いたしました。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 パソコンということですが、立ち会ったのは正副委員長のみで、その録音をヘッドホンで聞いたという認識でよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 そのとおりです。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 ありがとうございます。大変恐縮なのですが、こちらの件に関して、私、調査のほうを依頼させていただきまして、こちら、ちゃんと不適切発言が認識されているのですよ。その機関というものが早稲田大学G E C情報教育部門除去プロジェクトチームというところで、こちらは専門の大学で、調査のほうを依頼しまして、そういった言葉が入っておりました。私、ちょっと議事録のほうを確認させていただきまして、調査機関に依頼した調査であり、完全中立である専門機関に発言の全容を証明することを依頼させていただきましてというふうをお願いいたしまして、委員長から、後刻、その

辺の調査をさせていただき、その後に答弁させていただきたいと思いますが、よろしいですかということで、こちらのほうは一旦、前回の委員会で終わったと思うのですが、こちらは完全中立な機関の方というものは今回依頼していないという認識でよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい、そのとおりです。依頼はしておりません。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 その上で、この発言に関しては、委員長が既に発言がない、発言が確認できなかったということで終了されるのでいらっしゃるでしょうか。

○松井 努委員長 一応、私は今、鈴木委員に申し上げました。まず、了承をしていただけますかと聞いておりますので、その件についてはいかがですか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 承諾はいたしかねます。やはりそういった発言があったということで、そういった早稲田大学という大学の研究機関が、こちら、あったというふうにあるのですよ。委員長、副委員長が、仮にそういった特殊な技術をお持ちで絶対音感などあるという方でしたら、私も、もしかしたらそうなのかもしれないというふうに納得できるかもしれないかもしれませんが、ただ、残念ながら、今回調査の結果が出ているんですよ。その上で、なかったという判断は承服いたしかねますし、完全中立な機関にお願いしますというふうに私は依頼をしましたのに、そういった点がなかった点に関して非常に遺憾に思います。なので、結果に関しては承諾しかねますが、いかがでございますでしょうか。

○松井 努委員長 それでは、鈴木委員に聞きますが、鑑定したそのテープを皆さんに開陳をして聞くことはできるんですか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 そのテープを開示するということがありますが、録音の機械というものは近かったり、遠かったりすることがございます。なので、音声为正しく拾えていない、もしくは、そういった発言を聞いたにもかかわらず、その音声聞こえづらいということもよくある話なのです。ですが、今回、稲葉委員、そして、ちょっとうわさでは、高坂委員がそういった趣旨の発言を聞いているというふうにおっしゃっておられます。仮にここに録音をぼんと置きました、14人の皆様聞いてくださいというふうに言いましても、どうしても録音の機械上入っていないということもあり得るんですよ。稲葉委員や、風のうわさで高坂委員も聞いたというふうにおっしゃっておりますが、ぜひとも……。

○松井 努委員長 ちょっと待ってください。話の途中で済みませんが、私が聞いておりますのは、やはり公正を期すために、鈴木委員の言い分が正しいとするならば、そのテープを開陳することによって皆さんに聞いていただくということは必要でしょう。委員長としてはそういうふうに思いますが、いかがですか。

○鈴木雅斗委員 完全中立な機関でその音声認識できるかということが大切であります。やはり耳というものは人間の主観、そういったものによって分けられると思います。なので、専門機関というものがあるんじゃないですか。やはり犯罪の捜査でも証人を呼んで、あるいは、そのすべに録音というものがありますし、やはりそういった当該の録音があった場合、証拠はどういうふうに使われるかといったら、仮に裁判になりましたら十分証拠能力を持ちます。

○松井 努委員長 ちょっと待ってください。私が聞いておりますのは、鈴木委員は、先ほど自分が調査に出した証拠テープ……。

〔鈴木雅斗委員「中指を立てるのはやめてください」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 はい、失礼しました。

〔鈴木雅斗委員「非常に失礼です」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 はい、わかりました。要は情報を開示することによって確認ができたというふうに言ったんじゃないんですか。今、証拠書類と言っているものについて、それを聞いたところ、あなたは確認できたと言っているんじゃないんですか、不適切発言が。

○鈴木雅斗委員 不適切発言はちゃんと録音されております。調査をした上で証拠能力を持つものを私のほうは御用意させていただきました。

○松井 努委員長 ですから、私が言っておりますのは、それをこの委員会の皆さんに開陳をしていただいて聞いてもらったらいかがですかと言っているんです。それはどうなんですか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 それに完全中立の調査機関が加わるのでありましたら、私のほうも検討する余地はあるというふうに思います。

○松井 努委員長 委員長が聞いていることに答えていませんね。私は開陳をすることができますかと聞いているんです。あなたが言っているのは、それプラス、こちらの委員会で公平、中立な機関を頼んで、そのテープを聞いてもらって確認をしてもらった上で開陳すると言っているわけですか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 私の依頼は、完全中立の調査機関に依頼してくださいという上で委員長が、後刻調査いたしますという、発言を預かりましたので、私はその場は一旦発言のほうをおさめさせていただきました。ですが、正副委員長が聞いたのみで、それが果たして完全中立かといえ、残念ながら耳というものはやはり個人差というものがありますし、公平、中立ということを信じさせていただきたいのですが、そして……。

○松井 努委員長 ちょっと待ってください。

暫時休憩いたします。

午後 1 時38分休憩

午後 1 時39分開議

○松井 努委員長 委員会を再開いたします。

それでは、ほかの委員の皆様にお伺いいたします。今の私、委員長と鈴木雅斗委員の間の発言につきまして皆様の御意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

高坂委員。

○高坂 進委員 風のうわさというのはちょっとやめてほしい。私は、風があるところでそんなことを言った覚えがないので冗談じゃない。

それと、そういう録音があるんだったら出してくださいと。それをみんなが聞いた上で、それはある、ないという話はあるでしょう。あるんだったら、みんなのところでそれを一度聞かせてほしいと。その上でどうしても言うんだったら、また考えることはあるかもしれないけれどもというふうに僕は思います。

○松井 努委員長 高坂委員がおっしゃっているみんなが聞くというのは、事務方にあるパソコンを聞くということですか。それとも、今、鈴木雅斗委員が言っている……。

○高坂 進委員 鈴木さんが言っているものを聞かせてくださいと言うんです。

○松井 努委員長 じゃ、両方のパソコンを聞けば一番いいということですか。

○高坂 進委員 両方聞いてもいいし、鈴木さんが入っているというやつがあるというお話でしょうから、それをみんなで聞いたほうがいいんじゃないですかということですか。

○松井 努委員長 ほかに皆さんの御意見。

加藤委員。

○加藤武央委員 今、犯人捜しみみたいな形にちょっとなっているみたいなんですけれども、実際、このメンバーしかいないわけでしょう。このメンバーで、そういうことを俺言ったんだよという人がいるのかどうかの確認をまず先にしてからでいいんじゃないかな。だって、全員いないということなんでしょう、今の言い方をしていれば。であれば、俺、実は言ったよというのがいれば、これで済むわけでしょう。まず、犯人捜しみみたいな言い方にちょっとなっているもので、テープを聞くのはいいですよ。でも、実際にその前に、俺言ったかもしれないでもいいですけども、そういう方がもしいるのであれば、委員長から確認だけでも 1 回していただければと思います。

○松井 努委員長 わかりました。加藤委員の言うことも一理あるといたしまして、ごめんなさい、鈴木委員に対して、私の記憶では、■■と言われたというふうな発言ですね。

〔鈴木雅斗委員「はい」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 まず、それを聞いた方はこの委員会の中でいらっしゃいますか。

〔稲葉健二委員「特定とか固有名詞を挙げてという……」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 じゃなくてもいいですよ。

〔稲葉健二委員「会場内で聞こえたというなら聞こえています」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 聞こえていますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それは■■■というふうに言ったんですか。

〔稲葉健二委員「はい。そのように聞こえた。ただ、誰がという特定は……」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 今、それを踏まえて、本来、鈴木委員の名誉にかけて、■■■と言われたことについてのお気持ちはわかりますので、委員長としては報告もしましたし、皆さんの御意見を聞いているわけですが、今、稲葉委員のほうから、それに類するような発言を聞いたというような発言がありました。ただ、誰だというふうに特定はできないということでございますけれども、それについて、今までの経過の中で皆さんの御意見をお伺いいたします。

佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 会議の中で■■■という発言を聞いたと。私は全然聞こえてなかったんですけれども、この百条委員会の趣旨からして、趣旨と目的がずれてしまい、なかなか議事が進みませんので、それは別途、この委員会外でやっていただきたいと私自身は思っています。■■■と言ったのかどうかも、私自身、鈴木さんの横にいて、私には確認できませんし、誰に■■■を言ったのかもよくわからないわけでしょう。ですから、そういうのはこの委員会と別途でやっていただきたいと私自身は思います。

○松井 努委員長 鈴木委員以外に、ほかに何か御意見はないでしょうか。

〔鈴木雅斗委員「私のほうにも発言をさせて……」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 それは当然させますから。周りの皆さんの意見を聞いた上で発言はさせますから。

〔鈴木雅斗委員「委員長、私に発言の機会が与えられるということでよろしいですか、後ほど」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 当然いたしますよ。今、佐藤議員がおっしゃったように、今の件につきましては、言った言わないということを含めて名誉に関することですから、鈴木委員が納得できないということも理解はできます。ただ、やはり冒頭から、百条委員会の趣旨といたしましては、正していくという委員会で行っているわけでございまして、この問題だけに時間をたくさん使っていくということについては委員長といたしましても不本意でございますので、できましたら、ほかに御意見があればいただいた上で、また

鈴木委員にも発言を許した上で、この問題を解決したいと思います。ほかに御意見はないでしょうか。

金子委員。

○金子貞作委員 前回の会議の議事録が出ています。これは正式な会議の期間中の議事録ですよ。これ、ざっと見た感じでは、委員長が第三者機関に依頼してというのがちょっと私には散見できないんですけれども、会議が終わって、そういう発言が出たのかどうかわかりませんが、私の記憶では、それも含めてないような気がするんです。会議期間中に発言が、例えば本会議でも、質問中に同僚の議員からやじ的な発言すると、そういう部分も議事録に載る場合があるんですけれども、その辺はどうだったのか、委員長、確認したいと思います。

○松井 努委員長 事務局、事務方にお伺いいたしますけれども、私だけではなくて、事務局のほうといたしましても、今の発言についての有無ですね。あったか、ないのかということについて、テープ以外で、どなたかその発言を聞いた方はいるのでしょうか。議事課長。

○議事課長 会議当日、この場でそのような発言を聞いたという職員はいない状況でございます。

○松井 努委員長 わかりました。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 局長と議事課長は、この専門機関の調査結果に関してお見せいたしますので、本委員会が終わりましたら、いらしてください。これは本当に民事でも刑事でも司法になった場合でも十分通じる証拠ですので、それで議事録に残すなり残さないなりの判断をしていただければ結構でございます。

○松井 努委員長 もう1度鈴木委員に申し上げますが、それを事務方のほうに聞いてもらっても結構だと言っているのであるならば、この委員会の中の席上でそれを開陳されたらいかがですか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 これに関しては私の私費でやっております。ですので、これをやすやすと公開するわけにはいきません。ですので、それでしたら、完全中立の機関に音声録音のほうを依頼しまして、該当発言を誰がなされたのかというものをしっかりやられてはいかがですか。15人の委員の皆様が聞いた上で完全中立の調査機関に依頼してくださいと言えば利害は一致するんですよ。それで決をとっていただければいいのでしたら、私、手を挙げます。

○松井 努委員長 申し上げます。予算の関係も含めまして、私たちが全て皆様に御尽力をいただいて委員会をやって、議員のほうも事務局のほうもこの問題について解明し

ように思ってやっていることでありまして、これ以上の出費をすとか、一応、常識的に考えて、先ほど金子委員からも出ましたけれども、議会の質疑応答の中においても、委員会においても、人間でございますから、場合によっては不規則発言が出る場合もあります。鈴木委員におかれましては初めての新人議員ですから、今回は私のほうも時間を割いて、長い時間とって懇切丁寧に説明をしているつもりでございます。皆様の御意見を伺っていても、私と同じように、開陳すべきものであれば開陳してはどうですかという意見が強いわけでございますから、それに納得できないようであるならば、先ほど言いましたように、事務局のほうに聞いてもらえないかということについては、私が皆さんの前でどうぞ開陳してくださいと言っても、あなたは嫌だと言っているわけですから、これは平行線です。

〔鈴木雅斗委員「嫌だとは言っておりません」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 では、開陳したらいかがですか。

〔鈴木雅斗委員「これをですか」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 はい。

〔鈴木雅斗委員「自費でやっているの、こちらのほうは開陳しません」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 それは理由にならない。自費でやろうが、やるまいが、御自分が納得できないでやったことなんですから、こういう議会の中で明朗に公平にやろうとしている中でその理屈はちょっと通らないでしょう。自費でやろうが、やるまいが、自分の意見を主張したくて、自分の言っていることを正しいと正当化したいのであるならば開陳してもいいのではないかと思います。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 松井委員長、今、公平、中立というふうにおっしゃっていただきましたが、私の依頼は、公平、中立の機関に御依頼した上で調査のほうをお願いしますというふうに依頼しました。その件に関して全く考慮されず、正副委員長で録音を聞いたのみということで、それで意見を聞いてみると、じゃ、みんなで聞いてみて、不適切な発言があったか、なかったか、委員会の皆様で常識的に判断しましょう、それはまかり通らないと思うんですよ。

なぜかと申しますと、この百条委員会も議決で決められております。そして、私の前回の退場も、委員長が地方自治法を根拠に私に開示しております。その上で、私は調査機関に依頼した上で……。

○松井 努委員長 わかりました。それでは、こうしましょう。いろいろ意見も出尽くしましたので、この件に関しましては、私といたしましては、余り決をとったり、そういうことをしたくはなかったんですけれども、このままいきますと、きょうもまた、この先も含めて、この問題で時間を割くわけにいきません。委員長といたしましては、鈴

木委員に、確認ができなかったので、この件につきましては了承してくださいというふうに申し上げました。これに対しまして皆様の御意見も聞きましたので、ここで決をとりたいと思います。

まず、決をとることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔鈴木雅斗委員「委員長」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 待ってください。私が言っているんです、今。

〔鈴木雅斗委員「決のとり方を議論してください」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 だから、今、決をとっているでしょう。

〔鈴木雅斗委員「挙手制ではなくて記名投票式にしてほしいということですよ」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 だって、見ればわかるでしょう。

〔鈴木雅斗委員「いいえ。議事に残してほしいということ」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 言いますよ。委員長としましては、この間の退場のときにも言いましたけれども、今あなたが言っていることにつきましては、本日の百条委員会の趣旨には反するんですよ。ですから、委員長といたしましては、十分に、時間を20分以上とって皆さんの御意見を聞いて今決をとっているわけですから、市議会の委員会についていろんな形の中であることについて理解してもらわないと先進まないんです。

○鈴木雅斗委員 委員会が冒瀆されているにもかかわらず、公平、中立な機関に依頼をしないでやるということが問題であって、決をとられるのであるならば、記名にして、誰がどういうふうに賛成、反対をしたのか、しっかり議事に残してほしいんですよ。これに関しては議事進行を妨げているとは思いません。しっかりと今回一致で議事進行に関する件に関して留意をしております。なので、決をとるということであるならば結構でございますが、記名投票制にしてほしいという、1人の委員としての依頼というものは通用するのではないですかね。

○松井 努委員長 稲葉委員。

○稲葉健二委員 言いつつには理解するんですけども、今、彼が資料を持っているというのであれば、ここで開示することがいいかどうかは、彼が事務局の前で開示するかわからないですけども、きょうはここで1回ストップをかけて、決をとるとかではなくて、資料をどのように取り扱うかをもう1度事務局を含めて、それで正副の委員長で諮った上で、再度、次回の冒頭にこれをかけていただくと。ここで今いきなり決をとるというのもちょっと、結局、彼が資料を持っているという部分においては、私たちも中身を見ているわけではないので、どちらという部分ではわからないですけども、ただ、ここでいいとか悪いという議論じゃなくて、やっぱり百条に入ったほうがいいと思うので、この部分を整理するのに1回クッションを置いてはいかがでしょうか。

○松井 努委員長 はい、わかりました。

それでは、鈴木委員、今、同じ会派の稲葉委員のほうからも話が出たとおり、あなたのほうで、少なくとも事務局のほうには、それは聞いてもらいたいというようなことでもございましたので、それを受けて、そのようにしてください。そうしまして、その後に私どもも、その報告を事務局のほうから聞きまして、ただし、きょう申し上げておきますけれども、だからといって、私どもの委員会のほうで正式な公正な機関に依頼をして、またそれを聞くというようなことにつきましては、私はきょうは言明しておりませんので、それは了解してくださいね。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 私どもも特別委員会内での解決を図っておりますが、もし公平、中立と判断できない場合、前回申し上げたとおり、法的手続をとることも十分考えておりますので、どうか松井委員長、そして越川副委員長、調査を完全中立な公正な機関に依頼することを私は依頼しておりますので、そのことを次回お話しできればと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○松井 努委員長 ただ、それはあなたの言い分で、言いつばなしにされても困るんですけれども、誰を対象に、何を対象にそれを訴えるとか、どうのこうのと言われましても、それについて私がコメントするわけにいきませんので、あなたの今の発言に対しては私の意見は留保させていただきますので、御理解いただきたいと思います。いいですね。

〔鈴木雅斗委員「わかりました」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 それでは、次に進みます。

○松井 努委員長 次に、前回の委員会で議決した、地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況についてであります。

まず、小泉文人議員に対して求めた記録のうち、①平成24年度及び25年度における、本調査にかかわる印刷会社の登記簿謄本、定款及び当該年度の納税証明書、②平成23年度の会派社民・市民ネットの政務調査費に係る支出伝票に添付されている、領収書を発行した印刷会社が発行した当該領収書以外の見積書、請求書及び納品書については、8月7日に当該記録写しの提出を受けましたので、11日に皆様に配付をさせていただきました。

なお、平成24年度及び25年度における、本調査にかかわる印刷会社の納税証明書については（その1）のみが提出されましたが、委員長といたしましては、本件調査のためには納税証明書（その2）も必要と判断いたしますので、9月4日までに記録の追加提出を求めることにいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 本件の百条特別委員会に関しては、申し上げるのが恐縮なのですが、小泉議員1人に対する弾劾の意味合いが非常に込められているというふうに私は思っております。これは私の感覚ですので、思っているということですので、もしかしたら小泉議員が我々を、プライバシーの侵害なので刑事告訴するおそれがある、可能性があります。私、そういった意味で、委員として刑事告訴されるのが嫌ですので、異議なし、異議ありではなくて、記名で、誰がどのように投票結果をしたのかという議決をとってほしいのですが、いかがでございますか。

○松井 努委員長 今、一応動議になるんですか。動議を出されたんですか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 投票箱を用意して、それで委員の名前……。

○松井 努委員長 そうじゃない。私が聞いているのは、動議として出しているんですかということです。

○鈴木雅斗委員 議決の進行で、委員長が異議あり、異議なしということで決をとろうというふうにいたしました。その議決の方法に関して、私が記名投票でやるべきではないかというふうに意見を申し上げました。これが動議なのか、議事進行にかかわるのかは、新人議員ですので、ちょっとわかりかねますが、委員長に委員の実名記名式の賛成、反対かというものでぜひとも実施してほしいのですが。

○松井 努委員長 もう1度確認いたしますが、と申しますのは、これから先にずっとこういう形で出てくるわけですが、今あなたがおっしゃっているのは、全てのことについて記名で出すべきだということも含んでいるんですか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 はい、そのとおりでございます。資料を確認しましたところ、領収書を見ましても、領収書を開示した際には隠れている個人情報や全委員に開示していることとなります。100条の特別調査権というものは非常に強力であります。証拠や出頭を拒否した場合というものは懲役刑も考えられますが、逆に解釈として濫用の防止というものも挙げられております。もしも百条委員会が濫用されたと仮に司法が判断されてしまった場合、15人の委員で責任を負うわけでありまして、政治的に対して、小泉議員に対する百条委員会というものはいかなるものかと。その上で考え方をはっきりすべきではないかというふうに思ひまして、実名記名投票というものが一番フェアではないかと。それを見て小泉氏なり、関係者なり、市民の皆様が、そのときに何をどのように判断したか、公開される資料をもとに判断していただければよいと思ひます。

○松井 努委員長 それでは、今、私、委員長としましては動議が出されたというふうには解釈いたしました。鈴木委員の動議に対しまして賛成の方、いらっしゃいますか。

鈴木委員に申し上げます。動議というのは、あなたを含めて2名以上がなければ……。

〔「動議としてなります。」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 1名でもいいの。

〔「はい。」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 逆に実名記名で投票するということに対して何か御不便、不都合ございますでしょうか。

○松井 努委員長 やはり数が多くなりますから、そのたびに記名をして、それをまた、こちらで集計するという時間をもたないという部分もありますので、普通の委員会におきましても、こういうものはきちんと挙手ということでやっているわけですから、この委員会においても、私はそれでいいのではないかというふうに解釈していますが。
鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 本来の恒常的に出される請願とか、そういったものでございましたら、恐らく会派ごとで代表者会議をやった上で、それで同意があったり、なかったり、会派の方針をまとめて異議なしというふうにおっしゃっている方が多いと思います。今回の百条特別委員会というものは全く別物でございます。書類一つとるのに対して、あるいは証人喚問一つとっても、決をとらなければなりません。それというものはやっぱりプライバシーにかかわる問題であったり、憲法上の問題にかかわる可能性だって、あるのだと思いますよ。なので、それに対して委員1人1人が責任を持つべきだと。投票箱を用意して、投票して開示して5分も10分もかかりません。今回、特別委員会は何時までとっていらっしゃいますか。

○松井 努委員長 特段決めておりません。

暫時休憩いたします。

午後2時3分休憩

午後2時5分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

鈴木委員に申し上げますけれども、今のおりでございますので、今、あなたが出された記名で投票するということにつきまして、委員長といたしましては、皆様の御意見を聞きながら最終的には決をとりたいと思いますけれども、御了解いただけますか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 私の動議に対する投票が実名記名式であるのでしたら結構でございます。

○松井 努委員長 それも含めてですよ。理解していただきたいのは、あなたも、時

間何時までですかという話ですから、なるべくきょうの日程が終わるまではやめるつもりありませんが、やはりこの百条委員会に協力していただきたいんです。あなたがおっしゃっていることは、どちらかというところ、聞きようによっては牛歩戦術で延ばして先に議事が進まないように聞こえるんですね。それにつきましては、やはり委員の皆様に見聞を聞いた上で決をとりたいと思いますので、御了解ください。いいですか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 議会事務局のほうで時間がかかるというふうにおっしゃいましたが、議会事務局は、でしたら、投票した委員、百条に投票したことに対して委員会はわからないということに対して責任を持つという認識でよろしいでしょうか。議会事務局、お答えください。

○松井 努委員長 ちょっと待ってください。今、まだ開会中ですから。今、私が申し上げましたのは、委員会が主催をしているわけでありまして、議会事務局はオブザーバーでありまして、私たちのいろんな形の中での全てのお手伝いをいただいているわけです。その中で知識は、我々よりも全てについて詳しくわかっているわけですから、私は委員長として意見を聞いたわけでありまして、今あなたがおっしゃったように、それは責任を持つか持たないかということになれば、この委員会の委員長である私の責任だというふうに理解してもらいたいと思います。

以上です。いかがですか。

○鈴木雅斗委員 私は公平、中立といいますか、小泉氏個人の攻撃になるおそれがあるというので、賛成、反対をしっかりとわかるようにすべきではないかと。15人一くくりが、一連の動作に対して異議なし、異議なしで仮に流してしまっていて、議会や政治に間違いがあって告訴された場合、誰が責任を負うんですかという話になるんですよ。記名投票にしなければ、その責任がわからない。なのに、記名投票を拒むということであるならば、逆にこの動議に対して、記名する責任は負いたくないという意味になるんですよ。なので、私は、この動議に対する決が記名投票式であるのならば委員長判断として承服いたします。

○松井 努委員長 わかりました。一応、あなたの意見も聞きまして、もう30分も経過しておりまして、一向に本日の主の議題でありますことについて進んでないわけでございまして、先ほど議会事務局からもお伺いいたしましたので、皆様のこの件に関する記名云々につきましての御意見をお伺いいたします。御意見ないでしょうか。

金子委員。

○金子貞作委員 鈴木委員の言うことも、濫用にならないようにというのは私は理解できる部分はありますが、委員会として資料を要求する場合、我々は個人情報結論が決まってない段階で勝手に流さないようにというのは前回の会議でも委員長から御指示が

あったと思うので、その辺、我々が自覚して、今後百条委員会の委員として、資料の問題についても調査権をしっかりと使って、問題の本質をみんながしっかりとわかるような、そういう委員会になるようにやっていくべきで、濫用して何でもかんでも出せということでは、我々はそういうつもりはないので、その辺、資料の請求については、我々もしっかり精査しながらやっていく必要があるというふうに思います。

○松井 努委員長 ほかに御意見はないでしょうか。要するに今の金子委員のおっしゃることはそのとおりでございまして、そのために百条委員会の研修もさせていただきましたので、私、委員長といたしましても、濫用にならないように十分プライバシーに配慮して進めたいと思っております。その上に立って、今問題になっております動議は、いろいろな形の中で、今からについて異議なしでは困ると。全て記名投票にしてもらいたいというような動議でございまして、それについての御意見を伺っております。

高坂委員。

○高坂 進委員 記名投票とか何とかという、それは、私たちはこの百条委員会の委員として、それぞれの責任を持っていますよ。何か裁判があったときにそれぞれが、自分は賛成した、反対したということをおぼろげに困るというふうな、そういう気持ちなのかもしれませんけれども、私たちは責任を持っていますから、そのときに、私は賛成したのに反対したなどというふうに誰も言わないと思いますよ。そういう点で言えば、これだけの時間をかけてやっているんだから、採決するなら採決したほうがいいと思います。

○松井 努委員長 ほかにございますでしょうか。

それでは、意見も出尽くしましたので、最後に鈴木委員、どうぞ。

○鈴木雅斗委員 プライバシーに配慮されたというふうにおっしゃっておりますが、前回、私が退場された際に申し上げたことに合致するんですが、個人に対しての議員攻撃が弾劾になっているおそれがあると。それは100条の濫用であるおそれがあるというふうに読売のほうから御意見をいただきまして、マスメディア、市民の方でも公平性に関して疑義が上がる声が出ているのですよ。幾らプライバシーが配慮されている、我々はやっているというふうに口でおっしゃったとしても、書いて、しっかりそれを残すということと残さないということでは大きく違うと思うのですよ。

私が疑問に思うのは、なぜここまで委員長が記名採決にしましろうとおっしゃっていただかないのか。採決をとってしまえば、5分でも10分でも。牛歩なんて私やりませんよ、そんな。やらないので、記名投票してしっかりと残せば責任の所在ははっきりとわかる。それだけの趣旨なんです。逆に15人の委員の皆様が小泉議員の調査に対して責任を持つことになるんです。その意味で記名投票というものは非常に重要な特別委員会での進行だと思えるんです。なので、記名投票をした上で、委員1人1人が特別委員

として責任を持って小泉氏に対して開示するという事、そして市民の皆様が開示するということをやっていたきたいのですが、逆に記名投票制にここまで時間をかけるということ、私はなぜ委員長がここまで時間をかけるのかというものに関して理解が不足しております。よろしくお願いします。

○松井 努委員長 それでは、意見も出尽くしましたので、今の動議に関しまして決をとりたいと思います。

まず、今の鈴木委員が出された動議に対しまして、決をとることについての皆様の御承認をいただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 鈴木雅斗委員。

○鈴木雅斗委員 記名投票式でよろしくお願いいたします。

○松井 努委員長 それでは、今、両論が出ましたので決をとりたいと思います。

記名投票にすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松井 努委員長 挙手少数でございます。よって動議は否決されました。

以上でございます。

それでは、もとに戻ります。途中からでございますけれども……。

○稲葉健二委員 資料の追加請求に関してちょっと一言委員長にお願いしたいんですが、先ほど（その2）を欲しいという形なんですけど、もう少し欲しい理由というか、こういう理由で、こういう経緯でこういう部分が不足していると。こういう形の部分ともう少し詳細に言ってから資料の名前を言っていただきたい。

○松井 努委員長 それでは、今の稲葉委員の質問に対するお答えをさせていただきます。

まず、納税証明書の（その1）というのは、納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明でございます。ですから、税金を納めたか納めなかったかということでございます。次に、（その2）につきましては、法人におきましては、法人は法人税にかかわる所得金額を（その2）について申請をするようになっておりまして、その証明でございます。

ですから、わかりやすく言いますと、（その1）におきましては、今回はなしというふうになっておりますので、税金はゼロということです。ただし、（その2）につきましては、法人である以上は、申告をしていけば申告をした所得があるということになりますので、その関連につきまして、その2枚がないと、今回のいろいろな調査の中については不都合があるので請求をするということでございます。稲葉委員、それでよろしいでしょうか。——それでは、9月4日までに記録の追加提出を求めることにいたしたいと

と思いますが、いかがでしょうか。

高坂委員。

○高坂 進委員 私、今のあれで言うと、もっと必要なものがあるというふうに思っているんですけども、それはその後ですか。今……。

○松井 努委員長 具体的に、済みませんが、高坂委員が必要と言われていることについては何を指摘したいんですか。

○高坂 進委員 ここで(その1)が出てきて、なしということになっているんですが、所得証明を今度では出せということですけども、それと同時に、少なくとも所得がないとしても、法人市民税、法人県民税は必ずかかることになっています。ですから、それがかかっているのかどうなのか。それと、それが払われているのかどうなのか。その証明もやっぱりちゃんととるべきだというふうに私は思いますけれども。

○松井 努委員長 ただいま私が申しあげました点につきましてはまだ少し不備があるということで、高坂委員のほうからそのような御指摘がございました。

高坂委員に申し上げますけれども、今の私が申しあげています納税証明書と法人市民税、県民税につきましては別の書類になりますので、この件とは別の形の中での議論でよろしいですか。

〔高坂 進委員「はい。別の……」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 はい、わかりました。

それでは、本件調査のために納税証明書(その2)も必要と判断いたしますので、9月4日までに記録の追加提出を求めることといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〔鈴木雅斗委員「鈴木マサは反対です」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 挙手多数。よって可決されました。

また、①平成24年度及び25年度における、本調査にかかわる印刷会社の当該年度の決算書類、②同社の実態のわかる会社概要またはパンフレット、③平成24年度及び25年度の会派ボランティア・新生会・市民の風の政務調査費及び政務活動費に係る支出伝票に添付されている領収書の印刷会社が発行した当該領収書以外の見積書、請求書及び納品書については、不存在であるとの申し出が議長に対してなされております。その理由については、いずれも実在をしないということでありました。

○松井 努委員長 次に、かつまた竜大議員に対して求めた社民・市民ネットの政務調

査費の通帳については、8月7日に当該記録写しの提出を受けましたので、11日に皆様へ配付をさせていただきました。

〇松井 努委員長 次に、鈴木啓一氏に対して求めたボランティア・新生会・市民の風の政務調査費及び政務活動費の通帳については、8月7日に当該記録写しの提出を受けましたので、11日に皆様へ配付をさせていただきました。

〇松井 努委員長 これら提出された記録の取り扱いについては、後ほど御協議をいただきたいと思えます。

〇松井 努委員長 それでは、ここで先ほど高坂委員の発言をされました件につきまして再度議論をしたいと思えますけれども、法人市民税、県民税の証明書、明細も提出してもらいべきであるとの意見がなされましたけれども、皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

鈴木委員。

〇鈴木雅斗委員 済みません、失礼ですが、もう1度、私、新人で不勉強ですので、概要のほうを述べていただいでよろしいでしょうか。

〇松井 努委員長 高坂委員にですね。

〇鈴木雅斗委員 はい。

〇松井 努委員長 高坂委員、恐れ入りますが、もう1度お願いいたします。

〇高坂 進委員 法人市民税、法人県民税のほうについて言えば、もし所得がゼロだったとしても、事業をやっているちゃんと申告をされていれば均等割がかかります。市民税で言うと5万円、県民税で言うと、たしか2万円。それらがちゃんとかかっているのかどうなのか、そして、それがちゃんと払われているのかどうなのか。それは、事業がちゃんとやられているかどうかということを確認する上では私は必要だろうというふうに思います。

〇松井 努委員長 以上でございます。私も、おっしゃっている意味はよくわかりました。

それでは、その提出を求めるといことでございますが、ほかに皆さん、意見ございますでしょうか。

鈴木委員。

〇鈴木雅斗委員 私は、小泉文人議員に対してこれ以上の書類を求めるのは、百条特別委員会の時間の浪費並びに小泉議員個人に対する、やはり憲法上、法令で保障されている範囲を逸脱しているというふうに思います。これ以上の文書提出というものはするべ

きではないというふうに私は意見させていただきます。

○松井 努委員長 はい、わかりました。意見を承りました。

それでは、決をとりたいと思います。ただいまの御意見が出ました法人市民税、法人県民税の納付証明書の書類の提出を求めることにつきまして、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〔鈴木雅斗委員「鈴木マサは反対です」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 挙手多数でございます。よって可決されました。

同じように期日でございますが、ただいま決定した記録につきましては、小泉議員に対し、地方自治法第100条第1項に基づき9月4日までに提出を求めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〔鈴木雅斗委員「鈴木マサは反対です」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 挙手多数。よって可決いたしました。

○松井 努委員長 次に、議会事務局より提出されました資料について御協議いただきたいと思います。

前回の本委員会において配付いたしました、議会事務局から提出された資料に関し、疑義等、調査対象の2氏に対し確認したい事項について、事前に通告書を提出していただきましたので、事務局に配付いたさせます。

〔資料配付〕

○松井 努委員長 配付漏れはございませんね。

ただいま通告書を配付いたしました。通告内容を拝見いたしますと、議会事務局から提出された資料等により確認できるもの、また、8月7日に新たに記録が提出されたことにより確認できるものがあります。また、通告内容が抽象的なため、本委員会の運営に当たり、不明な点や疑問点を詳細に開陳していただかなければ議事整理が困難になると思われる通告もございますので、通告内容を調整させていただき、本委員会が共通認識を持った上で、調査事項である切手は本当に使用されたか、アンケートは本当に実施されたのかの事実確認を行っていきたい、このような考えをしておりますが、いかがでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 この通告に対して決がとられたということに関しては先輩議員のほう

からお伺いしておりますが、様式やルールに対して決はとられてないというふうにお伺いしましたが、これは委員長と副委員長が判断されたこととございますか。

○松井 努委員長 通告の様式ということですか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 通告の提出様式、すなわち提出のルールや、右上の提出者のところを見てみましたら、特別委員というふうに既に記名してありまして、特別委員個人個人が質問する内容ではなかったと。こういった様式や書類を提出する場合というものはしっかりと地方自治法に定められると思うのですが、そのルールを定めた決というものはとられてますかというのが質問です。なので、書類を——我々に、通告を出す内容の決はとったというふうにお伺いしておりますが、その様式はどのようなものになるのかというものを皆様に開示した上で、それで決をとったのかというものが様式として、手順として、法令として抜けているのではないかという私の質問でございます。

○松井 努委員長 通告制につきましては、尋問の内容について、あるいは調査をする内容について、例えば様式がどうであろうと通告をしていただくわけとございますから、今回の場合には事務局のほうに置いてある通常の通告をするということの様式を使っただけでありまして、特別委員会において、その通告の様式について議決をとったり、あるいは、それについて協議したことはございません。よろしいでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 これは法令を調べた上で、その様式はフリースタイルで構わないということに法令ではなっていないらっしゃいますか。

○松井 努委員長 暫時休憩します。

午後 2 時28分休憩

午後 2 時29分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

事務局のほうも特別ルールがないというふうに判断していると私は思いますので、正副委員長といたしましては、特段、この通告に対する様式、ルールについてもんだ記憶はございません。よって、皆様から出された多くの通告内容につきましては、全て、1人1問の形、全員の方についてのものをこの中の資料に網羅してありますので、これを今ももうとしているわけとございますから、御了解ください。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 わかりました。議会事務局がそのようなルールがないというふうにおっしゃるのでしたら、私も今回の件は了解いたします。

○松井 努委員長 ちょっと待ってください。

暫時休憩いたします。

午後 2 時30分休憩

午後 2 時32分開議

○松井 努委員長 それでは、再開いたします。

先ほど鈴木委員のほうから、通告の様式についてルールがあったのか、あるいは委員会でもんだのかというような質問がされましたけれども、今、私の申し上げますことは、委員会としてはもんでおりません。では、なぜそのようなものを採用したかといいますと、外環特別委員会も含めて、そういう形の中で今回採用しました通告の書式がございましたので、それにのっとり皆様の方に書式をお渡ししたということでございますので、御了解ください。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 本件の調査権と行徳特別委員会や外環特別委員会のものとは異質であると私は判断させていただきます。議会事務局が先ほど休憩中に、そういった書類の様式がフリースタイルでよいという旨を発言されていましたが、本当にそれは判例やそういった条例などを見た上でということなののでしょうか。時間をおくらせますが、やはり百条の進行において大事なことだと思いますので、詳しく質問させていただきます。（「休憩中の発言はなしだよ」と呼ぶ者あり）だったら、なぜ先ほど制止されたんですか。休憩中だったら、自由に申してもよいということですよ。

○松井 努委員長 整理いたします。鈴木委員に申し上げますが、事の一番重大なことは、まず、この百条委員会を進めるための前段のあり方について今意見を聞いているわけでありまして、通告制の様式がどうであれ、こうであれということにつきましては、私もそんな詳しくありませんけれども、百条委員会は誰も初めてですから詳しくありませんので、きちんとした答えになるかどうかわかりませんが、ほかの委員の皆様の方からは、特段、それについてルール違反であるとか、様式がおかしいとかというようなことは出ておりません。

それでは、申し上げます。今、いろいろな文書の中で、7月17日に最終的に皆様にお諮りをしたときに、14のその他のところに、「その他、運営上必要な事項について疑義が生じた場合は、委員会において協議をする」というふうにうたっておりますので、鈴木委員、皆様に御意見を聞いた上で、いいか悪いか決をとりたいと思いますけれども、それでよろしいですか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 先ほど松井委員長がおっしゃったとおり、私どもも初めての委員会で、そして私どもが一番危惧しているのは、鈴木啓一及び小泉文人氏の個人に対して憲法上

並びに法令の違反が生じるということが問題であります。万が一、憲法訴訟になって判例が出てしまった場合、市川市の永久に恥となります。なので、この判例解釈、法令解釈に対して慎重に進めようという話で勉強会は開かれたと思うのですが、そういった通告の様式一つとっても委員の名前がない、責任の所在はどこにあるのか。そういったものを明白にしないで、ただ流れるように委員会が進む。そういった状況というものは非常にまずくないですかということを申し上げたかったです。それに関して協議されるのであるならば、委員長、どうぞ協議を進めていただければと思います。

○松井 努委員長 はい、わかりました。意見を聞きました。

それでは、私が前段で申し上げました、そのように今意見が出されましたけれども、委員長といたしましては、今日までに出されました通告制につきましては有効であるというふうに判断いたしますので、書式につきましても、また有効であるというふうに判断いたしたいと思っております。皆様の御意見を伺いたいと思っておりますと同時に決をとりたいと思っておりますけれども、御意見をお伺いいたします。

高坂委員。

○高坂 進委員 はっきり言って、法律の中でどうなのかという問題を私たちが全部知っているわけではないということ、そのとおりです。だから、こういうことを、これはおかしいならおかしいというのであれば、どこがどういうふうにおかしくて、それはどういうものに基づいておかしいのかということ、そういうことで言ってほしい。そうでないと、私たちは、ただおかしいかもしれないというだけの論議をここでしていたって、しょうがない。だから、論議の仕方として、今やったのがこういう法律に基づいてみるとうかしいのではないかとか、そういうふうにちゃんとしてほしい。

○松井 努委員長 ほかにございますでしょうか。——それでは、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 高坂委員の意見に対して私申し入れるのであるならば、私たちは法律の専門家ではない。でしたら、私は法律の専門家を百条委員会に招致した上で意見を聞くと。議会事務局も、法令に関してアドバイスする能力というものは弁護権の関係で持っておりません。でしたら、100万円ある予算の中で弁護士を呼んだ上で、法令的に問題があるかどうかというものを解釈する中立の弁護士を用意するというのはいかがでございますか。

○松井 努委員長 ただいま意見を出されましたけれども、それは意見として承っております。

それでは、ただいま私が申し上げましたとおり、今回の件につきましては、このとおり議決をしたいと思っておりますが、その議決をとってよろしいでしょうか。皆様の挙手を求めます。

〔これをとりあえず取り上げると〕と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 通告に対する、通告の様式が正しいかどうかというようなことについての指摘がございましたけれども、委員長といたしましては、今回はこの通告の様式で了としたいと思いますので、それについて賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〔鈴木雅斗委員「動議提出。鈴木マサは反対」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 賛成多数。よって可決されました。

それでは、皆様にはお手元に資料を配付させていただきましたので、これにつきまして、ちょっと出していただきたいと思います。

まず、1 ページ目の秋本委員の質問の内容の切手の購入についてということにつきましては抽象的でございますので、もし具体的に出していただけるようであれば後日具体的に書いていただきたいと思います。

次に、石原委員におかれましては切手に関した件で、購入方法については具体的通告でございますけれども、資料で確認できるような気もいたしますので、もう1度精査をしていただきたいと思います。

次に、同じく1 ページの(2)のアンケートの質問項目、内容、回答集計についてということでございますが、これも資料で確認できるような気がいたしますし、抽象的でもありますので、御確認を願いたいと思います。秋本委員ですね。

同じく(3)のアンケート回答用紙についても抽象的でありますので、一度精査をしていただきたいと思います。

次に2 ページ、アンケートは本当に実施されたのかの件につきまして、石原委員が(2)で報告内容についてということでございますけれども、これも抽象的でございますので、もう1度精査をしていただきたいと思います。

次に3 ページ、中段の、同じように石原委員が購入した切手の購入方法について質問を出されておりますが、資料で確認できるような気がいたしますので、確認していただきたいと思います。

次に、同じ3 ページの(3)、高坂委員のアンケート結果についてでありますけれども、これもまた、ちょっと抽象的でございますので、少し精査をしていただきたいと思います。

次に、4 ページの(5)、高坂委員の、同じくアンケート結果についてについても抽象的でございますので、きちんと精査をしていただきたいと思います。

次に、石原委員の中段のアンケートを印刷したとされる有限会社クアンに関する件でございますけれども、ア、会社について、イ、受注内容について、ウ、支払いについてにつきましては、記録で確認可能な部分もありますし、抽象的でもございますので、一度確認をして精査をしていただきたいと思います。

同じく(3)の報告内容についても抽象的でございますので、精査をしていただきたいと思いをします。

同じく一番最後の(6)、金子委員の、平成24年5月に実施したとされるアンケート結果はパーセントで示されているが、実数はどうなっているのかについてでございますけれども、これも資料で確認できるのではないかというふうに思いますので、確認をしていただきたいと思いをします。

次に5ページ、同じように、中段の石原委員の切手の購入方法については同じような理由で精査をしていただきたいと思いをします。

それから6ページ、同じく石原委員のアンケートの印刷の関係について、アの会社について、イの受注内容について、ウの支払いについてのことにつきましても、同じ理由から精査をしていただきたいと思いをします。

同じく(3)の報告内容についても抽象的でありますので、精査をしていただきたいと思いをします。

以上、私のほうから、指摘されたこと以外につきましては、きちんとアンケートの資料としてあるように、このような形の中で調整をさせていただきたいと思っております。

ただいま委員長において申し上げました通告については、全て8月27日の午後3時までに、不明な点や疑問点を詳細に示したものを事務局まで提出いただきますようお願いいたします。ということは、27日までに、追加で聞きたいことがある、あるいは今指摘をしましたけれども、具体的にこういうことを聞きたいんだということを書いたものを出していただければよろしいということでございますけれども、今の点につきまして質問等はございますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 先ほどちょっと申し上げさせていただいた法令の点がすごい気になりまして、弁護士抜きで、様式がこのようによろしいのかどうなのかというものを流して進めるのは危険と思いをしますので、弁護士にやはりこの様式がどうなのかというものをってもらったほうがよいのではないかとこのように思いをしますが、いかがでしょうか。あるいは、万が一、仮に小泉氏に対してプライバシーやそういった法令違反があった場合、議会事務局や特別委員会の委員長、副委員長として責任がとれるのかという旨をちょっとお伺いさせていただきたいのですが。

○松井 努委員長 お答えいたします。

本委員会は議場におきまして可決をされまして、議長からこの委員会の招集をされまして委員会が結成されたわけでありまして、当然、あなたがおっしゃるように、今回の委員長、副委員長も、あるいは事務局も、もしそういうふうな裁判沙汰になった場合には責任はついて回るものだというふうに受けておりますけれども、これは委員会として

やっていることをございますので、私たちは肅々と、委員長は委員長の、委員は委員の職責を果たしていただきたいというふうに考えておりますので、御了解ください。

○鈴木雅斗委員 ということは、今後、法律の専門家をつけずに、こういった様式や議決にとって進めるという、委員長、副委員長、議長、副議長の判断ということで間違いないですね。

○松井 努委員長 委員会でやっていることですからね。もう1度申し上げますよ。最初に、百条委員会のありようについて研修をしたわけです。この委員会が調査をして、あるいは尋問をして、いろいろな形の中で仮にいろいろなことを決定したとしても、それが法律上、決定事項であるとか、どうしてもそれにのっかって、きちんと決まらなきゃならないというような性格の委員会ではありません。この委員会は、1年間にわたっていろいろ、さまざまな問題について指摘を受けたことに対する解明をするための委員会でありまして、鈴木委員、再度申し上げますけれども、あなたの意見を聞いておりますと、私どもは、誰かを誰かのために弾劾するとか、誰かについて云々というふうには考えておりません。今までの中でいろいろな指摘されたことについて、議会において議決をされたことについて、この委員会において調査をしているわけですから、それについて責任と言われましては議会全体、委員会全体になるというふうに私は受けとめております。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 委員会での責任は。なので、先ほど私、記名式にして、委員1人1人に責任を持たせようと。

○松井 努委員長 その問題は解決しましたので、それ以上は触れないでください。

○鈴木雅斗委員 わかりました。でしたら、弁護士をつけずに……。

○松井 努委員長 わかりました。それにつきましては、今、議論いたしましょう。100歩譲ってですね。

ただいま鈴木委員のほうから弁護士云々ということが出ましたけれども、前回の中に弁護士についてもうたっているわけですよ。①として、法律相談、証人尋問対策等の指導、告発状の作成及びその他資料作成等の指導について、弁護士に依頼することができる。弁護士は、委員会への出席を認めるというふうにしてありますので、これにつきましても、全く私たちの手には負えないことがあれば、そういったことについての道は開かれてありますので、理解してください。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 でしたら、次回より、私、弁護士を同伴させますので、委員会に出席させてよいという認識でよろしいですね。

○松井 努委員長 その弁護士ではありません。こちらのほうで選任をして、百条委員

会を設置するに当たっての費用を100万円とって、その範囲の中で弁護士を依頼することができるというふうに委員会で決めたことでありまして、個人的に弁護士云々ということについては全く決めておりませんから、それは認められません。

以上です。

○鈴木雅斗委員 失礼いたしました。委員会ということではなくて、弁護士を呼んで参加させることができるというふうにお伺いしましたので、誤解しておりました。

○松井 努委員長 そうじゃないです。あくまでも百条委員会で依頼をした弁護士を呼ぶことができるということです。ですから、あなたが依頼をした弁護士を同席させていいということではありません。

[鈴木雅斗委員「わかりました」と呼ぶ]

○松井 努委員長 鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 でしたら、弁護士を呼ぶことに対して決をとってほしいのですが、いかがでございますか。私は、進め方そのものが非常に危ないものだと思います。議会事務局が、先ほども申しましたように、代理権があるわけではありません。百条委員会というものを初めて開かれるのであるならば、委員長は議会で決まったことというふうにおっしゃいますが、日本は三権分立の国であります。司法、立法、行政がそれぞれの監視をして成り立っている国家でありますので、幾ら議決がなされたといっても、司法が議会の決定だからといって無視できるわけではありません。それであるならば、フランス革命と同じように、裁判で、議会の議決で死刑が決定してしまうという暴論もまかり通ってしまうんですよ。なので、弁護士を呼んでほしいということを私は言っているのですよ。

○松井 努委員長 それは動議ですか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 でしたら、動議として取り扱っていただいて結構です。

○松井 努委員長 今、私が思うには、弁護士といえども、公認会計士といえども、この委員会がある以上は、委員会が聞いたことに対して答えていただくというスタンスでありますから。まして委員会で、全ていろいろな形の中でもんで、これについて疑問点がある場合のために、不測の事態が起こったら困るので弁護士を一応選任しておくということでありまして、細々なこういった委員会が何回続くかわかりませんが、そのたびに百条委員会の選任した弁護士の意見を聞くというような立場には私たちはないと思います。それは理解してください。私たち、この委員会で決定したことが全てそのとおりになるとか、そのとおりにしなきゃならないとか、そういうことじゃないんです。

ですから、鈴木議員にもう1度言いますよ。一応、あなたも初めて議員になったわけですから、大目に見て、あなたの発言をみんな許していますし、聞いておりますので、

私たちのほうの議会のあり方、委員会としてのあり方についてもひとつ理解してください。そうしないと、このままずっといきますと、核心に触れることについてきちんと議論がされないままに、時間がこういうふうにどんどん過ぎてしまうというふうになりますので、了解してください。

以上です。

○鈴木雅斗委員 委員長、了解でしたら、委員長が議会で決まったことというふうにおっしゃって、私には法をないがしろにして、弁護士のチェックを見ないで議決、議決で進んでよいというふうに聞こえるのですが、要は弁護士が要らないというふうの本委員会で判断したというふうに解釈してよろしいですか。

○松井 努委員長 あなたにお聞きしますが、委員会でもんで、今からどういう結論が出るかもわからない。今やっているのは、この切手の問題について解明するための委員会を開いているんですよ。それについて皆さんのいろんな意見を聞いた上で、9人の方たちについては通告をしていただいているし、あなたも通告しているわけだから、その中で証人なら証人を呼んだ場合には答えていただいて解明していくということでありまして、今の段階から通告制の様式が云々であるとか、どうであるとかと弁護士に聞いたとしても、弁護士は何のことだかわかりませんよ。ですから、弁護士が万能だという考え方ではないですし、委員会としての独立性があるわけで、委員会でやっていることですから、それについて了解していただかないということになりますと、このまま続いていきますと、あなたの言っていることは、百条委員会で進めようとするということについての不規則発言というふうにみなしますよ。そうなりますと、あなたについては、またいろんな形の中で発言を禁止するという言い方をせざるを得ませんから、了解してください。これ以上また、あなたを発言禁止にしたり退席させるということは私の本意ではありませんから。

〔鈴木雅斗委員「はい。でしたら、最後に一言」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 はい、どうぞ。

○鈴木雅斗委員 議会も万能でなければ司法も万能でない。だからこそ成り立っている三権分立だということを意見として委員長に奏上させていただきます。

○松井 努委員長 何のことかよくわからないけれども、言ったことについては了解しました。

次に移ります。

○松井 努委員長 次に、今後の調査の進め方について御協議いただきたいと思います。

これまで提出された資料に基づき、本委員会が事実確認すべき事項を整理いたしました。今後の調査の進め方について、委員長といたしましては、これまでの協議を受け、

証人として小泉議員、鈴木前議員の出頭を求め、証言をしていただく必要があると考えますが、皆様の御意見を伺いたいと思います。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 今回の政務活動費というものは、性質的に会派に支給されております。1点疑問なのが、平成23年度分に関しては全く触れられていないこと。そして、小泉議員を呼ぶというふうにおっしゃいましたが、まず会派に支給されているのであるならば、代表のかつまた氏と鈴木啓一氏を先に呼んで話を伺うべきではないかというふうに思いますが。

○松井 努委員長 ほかに御意見ございますか。

石原委員。

○石原よしのり委員 喚問する証人についてなんですけれども、今回いろいろと判明したこと、資料によってわかったこと、それから新聞報道、あるいは発議1の中で私たち14名から出てきた資料を議員は皆交付されました。こういったものの中から幾つか、やっぱり今回のこの百条委員会で調査をしていく中で大変関連がある方々がいらっしゃると思います。

そういう中で、まず松永鉄兵議員と、そして青山ひろかず議員、このお2方の証人喚問も追加して行う必要があるのではないかと考えています。その理由としまして、まず松永鉄兵議員につきましては、小泉議員がお使いになっていたクアンという同じ会社をアンケートの印刷にお使いになっている。そしてまた、青山議員についても、アンケートを同時に共同して行われたというようなことがございます。この方々について、追加の証人喚問を求めたいと考えています。

○松井 努委員長 ほかに御意見をお伺いいたします。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 補足としまして、会計責任者の湯浅止子議員、小泉文人議員、そして代表のかつまた議員並びに鈴木啓一前議員というのが、やはり会派支給の政務活動費として妥当ではないかと思しますので、湯浅止子議員の証人喚問に関してもつけ加えさせていただきます。

○松井 努委員長 今、名前が挙がりました。4人プラス湯浅さんとかつまたさん、6人ですか。4人出て2人ですから。

鈴木委員に申し上げますが、かつまた議員も湯浅議員も証人としてですか、参考人としてですか。

○鈴木雅斗委員 委員長が証人として呼ばれるのであるならば、小泉議員と同等にかつまた竜大議員、そして同じく代表者だった鈴木啓一元議員、そして会計責任者の湯浅止子議員、その次に小泉文人氏が会派の支給として妥当ではないかと思えます。今の議論

で委員長、副委員長が進めているのが証人か参考人なのかは、ちょっと私存じ上げておりませんが、仮に委員会の中で今呼ぶ方を、誰を決めようかというふうなものでおっしゃるのであるならば、今挙げた4人プラス4人でやっていただきたいというふうなものが私でございます。もし4人プラス2人というのであるならば、ぜひともそちらの点に関しても協議させていただければと思います。

○松井 努委員長 ただ、ただいま石原委員のほうはその根拠を示されました。鈴木委員においては、かつまた議員、湯浅議員を呼ぶ根拠というのはどういう理由ですか。

○鈴木雅斗委員 会派支給の政務活動費、これは条例で定められています。会派支給の政務活動費において会派の代表者、すなわち政務活動費に関する責任者ということで、会計責任者も同じ意味合いがあります。その方々が小泉議員の切手に関してどのような流れになっていたのかというものをまず先に聞くのが筋ではないですか。と思います。よろしくをお願いします。

○松井 努委員長 委員長といたしましては、発議1号で14名の方が説明をされましたね。その中で、今のかつまた議員、湯浅議員におかれましては、切手は1枚も買っていないというような説明をされておりまして、今回の百条委員会の趣旨というのは、切手の解明問題について開かれている委員会でありまして、それは呼ぶことについてお2人が別に了承していただければ、呼んではいけないということではございませんが、もう少し、それでは、その2人を何のために呼ぶ必要があるのか説明してください。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 条例で定められている会派の代表であり、その会派の責任を負うものです。そして、会計責任者も政務活動費に責任を負うものです。これが一番の根拠なのですが、先ほど松井委員長がおっしゃっていただいたことを引用しますと、議長が中山幸紀議長、そして副議長がかつまた竜大副議長でございます。2人で内輪で話し合って、この議員はよし、この議員はいけないというものに関して、私は非常に疑義を持っております。議長、副議長で話し合った上で選別をなされていると思いますが、その点に関して疑問があります。さらに、その根拠を申すのであるならば、議長、副議長が内々に説明責任を果たした、果たしてないというものを決めたのではないかという疑義を私は持っております。なので、さらに根拠を述べるのでしたら、議長、副議長の判断がいかなるものか。特に副議長のかつまた竜大氏に関しては、証人喚問の上で、切手に関してぜひとも説明していただきたいと思います。

○松井 努委員長 三浦委員。

○三浦一成委員 一応確認をさせていただきたいんですけども、本特別委員会に関しては発議第2号が対象になっていることだと思うんですけども、今、鈴木議員がおっしゃったことは発議第1号の件ではないのでしょうか。一応、念のため確認をとらせて

いただきたいと思います。

○松井 努委員長 ただいま三浦委員から質問が出ました。鈴木委員、どうですか。

○鈴木雅斗委員 発議1号に関しても、切手とかかわって自主的に説明するということに関して大事な議題でありますし、委員長がその議題を取り上げましたので、私も引用させていただきまして答えさせていただきました。確かに100条の運営は特別委員会を実施していくということですが、違う1号決議で議長、副議長が進行する上において所見を述べるということは一体何が根拠なのかということはまだ説明されていない。これって、極めて百条委員会でも重要な参考の意見になるのではないかと思います。私のほうは発言させていただいております。

以上、三浦一成委員に対する回答とさせていただきます。

○松井 努委員長 三浦委員、それでよろしいですか。

〔三浦一成委員「はい」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 金子委員。

○金子貞作委員 今回通告してありますその中で、鈴木委員の2ページ目に、アンケートについて、同会派の役職者が知らないとしているのはなぜかと通告があります。これを取り上げられているので、私は、これを鈴木委員が聞きたいということであれば、参考人なり証人として呼んでも構わないし、それから、小泉議員が関連する会社ですから、この辺も質問したいということであれば、私は本人の質問権をやっぱり尊重すべきではないかというふうに思います。

○松井 努委員長 はい、わかりました。

石原委員。

○石原よしのり委員 先ほど鈴木委員が御指摘した件ですけれども、今回の百条委員会が、政務活動費等により切手を大量に購入したお2人の議員の調査、それがきちんと適正に使われたか、実際にアンケートに使われたかというのを調べるということです。その中で、今、発議1号のこともかもしれませんけれども、かつまた議員と湯浅議員から説明書というのを提出されています。お2人とも、このアンケートに関しては全くかかわってはいませんし、それについてはわかりません、関与していないとお答えいただいている以上、ここでお呼びしても、今回の解明目的に合うのかわからないですし、多分、鈴木さん、お聞きになりたいことは既に答えていらっしゃると思うので、余り必要がないのかなと思う意見を言わせていただきます。

○松井 努委員長 鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 これ、わかりやすい例を例示して申し上げますと、つい最近はやったドラマで「半沢直樹」というドラマがありまして、こちらの例をとりますと、部長が承認をしたのに結局5億円の損害を出して、課長である半沢直樹に押しつけて、それを解

決するドラマでありました。今回の件に関して言うのであるならば、会派代表の責任者が会計上に関する事、もしくは会計責任者が知らないということは、どう考えてもあり得ないと思います。

○松井 努委員長 お答えいたします。整理いたします。鈴木委員はことしの選挙で当選されましたから、昨年からのいろいろな騒動、あるいは住民監査請求を含めていろいろ議論になったことを御存じないかもわかりませんが、かつまた議員とか湯浅議員におかれましては、選挙前に随分迷惑をこうむったんです。結局、その段階で会派の名前が出ましたので、会派の人間が誰々だということについてはマスコミにもインターネットにも出てしまいましたから、その人たちにつきましては、むしろ逆に被害者であって、今、金子委員がおっしゃったように、あなた方の創生のほうでは証人、あるいは参考人として聞きたいというふうに書いてありますから、委員長としてだめだということは全くありませんよ。ですから、出ていただいても結構なんですけれども、出ていただいても、あなたが言わんとしていることは、会派に責任があるんじゃないかと。個人に責任がないものは会派が責任とるべきではないかというふうな言い方に聞こえるんですが、そういうことですか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 会派の代表、会計責任者、小泉議員にも、仮に万が一、切手の不適切使用があった場合は同様に責任があると思っております。誤解なさないでいただけると幸いです。

○松井 努委員長 はい、わかりました。

加藤委員。

○加藤武央委員 今、うちの鈴木委員が言われたことはちょっと極端になっている。私ども、今、この文章の中を読んでいて、切手の請求は誰がしたのかということですよ。これ、今、24年2月の領収書を見ているんですけれども、株式会社三立工芸さんかな。今までとは全く違うんです、22、25が。この印刷会社で請求して受けた支出伝票はかつまた副議長の名前が出ていたので、うちの小泉に確認したんです。これだけの金額を私どもでも鈴木啓一前議員でもできないということなので、何か意見が合わないの。今回、文章が、今、石原委員が言われたようなものになっているので、これはどちらかが違うんだろうということで参考人としていただけないかということなので、その意味です。

○松井 努委員長 はい、わかりました。

それでは、整理いたします。今、まず、4人までにつきましては証人ということで出ました。また、かつまた議員、湯浅議員に対しましても、会派ということで、どうしても事情を聞きたいという意見も、この通告にも書いてあり、ごもつともでございますの

で、委員長としては1人ずつ決をとりたいと思いますので、皆さん、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、副議長がいらっしゃるので、副議長、退室願います。

〔かつまた竜大副議長退室〕

〔「委員長、私、お恥ずかしいお話なのですが、ちょっとトイレに行きたくなってしまいました、もしよろしければ休憩をいただければありがたいのですが」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時15分開議

○松井 努委員長 それでは、再開いたします。

○鈴木雅斗委員 採決をとる順番なんですけど、会派の代表、会計責任、その後に会派の所属員という形で決の順番をとっていただきたいのですが。

○松井 努委員長 恐れ入ります。私は委員長の整理権といたしまして、今回、百条の対象になっている2人が諮る方になりますので、御了解ください。

〔鈴木雅斗委員「わかりました」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 それでは、証人の出頭を求める件につきまして、お1人ずつ進めてまいりたいと思います。

まず、小泉文人議員を証人として本委員会に出頭を求めることについて御意見を伺いたいと思います。

○鈴木雅斗委員 小泉文人議員に対して申し上げるのであるならば、証人喚問、参考人として呼ぶことはやぶさかではないです。ただし、先に会派の代表と会計責任者を呼ぶのが法令上の筋だということを強く主張させていただきます。

○松井 努委員長 それは意見として承っておきます。

今、私が申しましたとおり、全員賛成ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔鈴木雅斗委員「鈴木マサは反対です」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 それでは、反対者がおりますので、小泉文人議員を証人として本委員会に出頭を求めることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〔鈴木雅斗委員「鈴木マサは反対です」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 挙手多数。よって小泉文人議員を証人として本委員会に出頭を求めることに決しました。

〇松井 努委員長 次に、鈴木啓一前議員を証人として本委員会に出頭を求めることについて御意見を伺いたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇松井 努委員長 鈴木前議員を証人として本委員会に出頭を求めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇松井 努委員長 異議なしと認めます。よって鈴木前議員を証人として本委員会に出頭を求めることに決しました。

〇松井 努委員長 次に、松永鉄兵議員を証人として本委員会に出頭を求めることについて御意見を伺いたいと思います。

〇鈴木雅斗委員 それこそ新人議員の不勉強で申しわけないのですが、松永鉄兵議員がどのようにして参考人として呼ばれるのかというのがちょっと、いまいちわからなかった。

〇松井 努委員長 それでは、御説明いたします。

先ほどの石原委員のお話の中で、同じくクアンという会社に印刷物を依頼したというような件がございまして、関連をしているというような石原委員の申し立てでございましたので、委員長といたしましては妥当であるというふうに判断いたしました。

鈴木委員。

〇鈴木雅斗委員 わかりました。ありがとうございます。会派の代表者が先に決をとられるようでしたら自分も賛成いたしますので、御留意のほうをお願いいたします。今、会派の代表責任者、会計責任者が後のほうになってまいりますので、反対の方針という御意見のほうをよろしくをお願いいたします。

〇松井 努委員長 反対ですか、呼ぶこと。

〇鈴木雅斗委員 はい。

〇松井 努委員長 それでは、松永鉄兵議員を証人として本委員会に出頭を求めることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〔鈴木雅斗委員「鈴木マサは反対です」と呼ぶ〕

〇松井 努委員長 挙手多数。よって松永鉄兵議員を証人として本委員会に出頭を求めることに決しました。

〇松井 努委員長 次に、青山ひろかず議員を証人として本委員会に出頭を求めること

について御意見を伺いたいと思います。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 代表者ではないので、代表者から先に聞いてください。

○松井 努委員長 わかりました。

青山ひろかず議員を証人として本委員会に出頭を求めることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〔鈴木雅斗委員「鈴木マサは反対です」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 挙手多数。よって青山ひろかず議員を証人として本委員会に出頭を求めることに決しました。

○松井 努委員長 次に、加藤委員と鈴木雅斗委員にお聞きいたしますが、湯浅議員とかつまた議員においては参考人ということでよろしいでしょうか。

鈴木雅斗委員。

○鈴木雅斗委員 しっかりと、彼らと同じように強制力のある証人喚問をなさってください。

〔「加藤さんがさっき……」と呼ぶ者あり〕

○鈴木雅斗委員 訂正です。

では、逆に再質問させていただきます。小泉議員、鈴木啓一元議員、青山議員、松永鉄兵議員は今どのような形で呼ぼうとされていらっしゃるでしょうか。

○松井 努委員長 百条委員会にかかった経緯、それから、先ほど来の説明の中で、やはりきちんと切手を間違いなく使ったのか、使わなかったのかということについて疑義があるというふうに判断いたしておりますので、証人として出頭を決しておりますので、これは御了解ください。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 非常に不自然であります。でしたら、同じように証人として会派の代表と会計責任者をお呼びください。

○松井 努委員長 ということでございます。

加藤委員はいかがですか。

○加藤武央委員 同じ会派としてちょっと違うんですけども、私が参考人として呼んでくれと言ったのは、かつまた竜大君と湯浅止子さんに関しては、切手に関しての請求というんですか、お金を出していることが見えないんです。ただ、同じ会派にいる中で責任はどうなんですか、承諾はどうなんですかということを確認するためにここに呼んでほしいということなので、私は参考人としては必ず呼んでいただきたい。

○松井 努委員長 参考人はいいいんですけれども、それでは、これも決をとりたいと思います。1人ずつやりましょう。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 会派の代表が参考人ということなので私も同調させていただきます。

○松井 努委員長 ありがとうございます。

それでは、湯浅議員を参考人として本委員会に招致することについて御意見を伺いたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 異議なしと認めます。よって湯浅議員を参考人として本委員会に招致することに決しました。

○松井 努委員長 次に、かつまた議員を参考人として本委員会に招致することについて御意見を伺いたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 御異議なしと認めます。よってかつまた議員を参考人として本委員会に招致することに決しました。

○松井 努委員長 次に、証人、参考人として出頭を求め、あるいは招致する場合には、別途、本委員会において、各議員の出頭可能な日時を決定した上で証人出頭要求の議決をすることとなります。

委員長といたしましては、まず、小泉文人議員、鈴木啓一氏に対する証人出頭要求の議決を行うための委員会の開催を9月定例会中の常任委員会の委員長報告日の本会議散会后といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、次回開催は9月定例会中、常任委員会の委員長報告日の本会議散会后とし、証人出頭要求の議決をいたしたいと思います。

○松井 努委員長 次に、出頭を要求する日時について御協議を願います。

委員長といたしましては、まず小泉文人議員及び鈴木啓一氏に対し出頭を要求する日時を10月7日から9日の間で設定したいと思いますが、御意見を伺います。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 もう少し文書整理や、先ほど申し上げた弁護人の件、そして会派の代表をまず先に呼ぶべきではないかというところから、参考人の招致を先にやってほしいです。

○松井 努委員長 そうい御意見が出ましたけれども、委員長といたしましては、今、皆様に御意見を伺ったわけでございますが、ほかに御意見ございますでしょうか。——ないようございましてらば、趣旨にのっとりまして小泉文人議員と鈴木啓一氏に出頭を要求することを決定したいと思ひますけれども、御異議ございませんでしょうか。

〔鈴木雅斗委員「異議あり。意見を言わせてください」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 はい。

○鈴木雅斗委員 私の発言の趣旨ですと、鈴木啓一、小泉議員より先に会派の代表、会計責任者に話を聞いてから会派の所属議員に対して聞くのが筋ではないかと思ひますが。そうなりますと、先にかつまた代表、鈴木啓一代表、湯浅会計責任者の参考人招致をお願いさせていただきたいのですが、その辺は決もとっていただけると幸いです。

○松井 努委員長 わかりました。

それでは、御意見を承りましたけれども、委員長といたしましては、御意見がほかにないようございましてらば、まず最初に、両氏に対して出頭を要求する日時について、10月7日から9日の間で設定いたしたいと思ひますけれども、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 会派の代表、会計責任者から先に聞くのが筋だと思ひますので、先に参考人招致を10月7日から9日にやったほうがよいと思ひます。その意見を流さないでいただきたいです。

○松井 努委員長 意見として、あなたがおっしゃったことは議事録にちゃんと残っています。流していません。一応、こういった形の進め方をする以上、進めないわけにいきませんで、了解してください。

○鈴木雅斗委員 でしたら委員長にお伺いさせていただきますが、会派の代表、会計責任者を先に呼ばないで議員の方に聞くということは、代表、会計責任者に対する責任はないというふうにおっしゃりたいのか。筋として、代表、会計責任者から聞かなければ、条例にもそう書いてあるんですよ。なので、ここまで強く言っているのであって、それを委員長が、議事録には残っていますから決はとりませんでというふうにおっしゃるのであるならば、会派制そのものが問題になってしまいます。

○松井 努委員長 わかりました。では、決をとります。ただいま鈴木委員のほうから出たものは動議というふうに受けとめました。

つきましては、皆様にお諮りいたします。代表であるかつまた議員と湯浅議員2人を先に参考人として呼ぶべきであるという鈴木委員の主張につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松井 努委員長 賛成者少数でございます。よって否決されました。

それでは、両氏に対する出頭を要求する日時について、10月7日から9日の間で設定したいと思っておりますけれども、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、両氏に対し出頭を要求する日時については10月7日から9日の間で設定いたしたいと思っております。賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〔鈴木雅斗委員「鈴木マサは反対です」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 挙手多数。よってそのとおり決しました。

○松井 努委員長 次に、松永鉄兵議員、青山ひろかず議員、そして参考人であるかつまた議員、湯浅議員については、改めて本委員会において両氏の出頭、あるいは招致を要求する日時を御協議していただいた後、出頭、あるいは招致可能な日時で証人出頭、招致要求の議決をすることになりますので、御了承願います。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 先ほどの決は湯浅止子氏とかつまた氏に対する決でありますか。

○松井 努委員長 はい。

○鈴木雅斗委員 失礼いたしました。賛成であります。

○松井 努委員長 ありがとうございます。

○松井 努委員長 次に、証言を求める事項に関する通告についてであります。新たに提出された記録を含め、本日配付いたしました通告内容一覧以外に何かございましたら、8月27日木曜日の午後3時までに通告していただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

また、本日配付いたしました通告内容一覧は、委員長が指摘した部分を除き、これを各委員による証言を求める事項に関する通告として取り扱いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

なお、8月27日までに御提出いただく通告については、次回の本委員会で御協議いただくこととなりますので、御了承願います。

なお、委員長が初めて行う共通尋問事項につきましては、次回の本委員会で案をお示ししたいと考えておりますので、御了承願います。

○松井 努委員長 次に、中間報告の申し出についてであります。

本委員会で調査中の事件について、この際、調査の経過を9月定例会の本会議に中間報告をいたしたいと思いますが、御意見を伺います。

鈴木雅斗委員。

○鈴木雅斗委員 中間報告というのは、こういった趣旨の中間報告をする予定でございますか。

○松井 努委員長 ただいままでの委員会において質疑されました経過を報告いたすということです。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 具体的な内容をその前に明示していただく、中間報告の内容を示していただくということは可能でございますか。

○松井 努委員長 今まとめていくわけで、時間も27日までが通告が可能です。9月定例会の本会議中ですから、時間的なことを含めて皆様のほうに中間報告の経過を報告するべきであるというふうに皆様はお考えでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 時間がないとおっしゃるのでしたら、中間報告をする前に、どのようなことが特別委員会で議論されて、どのようになったのかというものを特別委員会でしっかり話し合った上で開示すべきだと思うのですが、いかがでございますか。

○松井 努委員長 この趣旨は、特別委員会の皆さんはここに出ているから、全て流れは聞いているわけですよ。しかしながら、ほかの議員の皆さんにおかれましては、この次第を知っている方はほとんどいないわけです。ですから、共通の認識事項として、皆様に今までの流れをただ説明するというものでありまして、これについては淡々とあったことを報告するというだけでありますから、了解していただきたいんですよ。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 わかりました。了解はしたいと思うのですが、改めて発議1号、2号を見た中で、提案者が極めて悪質だという文言がありまして、恣意的に一方的に悪質と決めつけられるのではないかという思いから、今回、中間報告がどのようになされるのかという疑義を持ちました。なので、委員長の発言に対して、私はそういったことでなければ、共通事項の認識だけを中間報告するのであるならば了解をさせていただきたいと思います。

○松井 努委員長 まさにそのとおりでありまして、1人1人の個人に対する尋問その他、一切しておりませんので、今回の中間報告は、こういう形の中でここまで決まりましたということについての報告でありまして、委員長報告の中に、それぞれの人間に対して恣意的に何か抽象的なことを言うとか、あるいは私見を交えて言うようなことはありませんので御了解ください。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 委員長、副委員長の公平、中立性を信じておりますので、本当に何とぞよろしく願いいたします。

○松井 努委員長 はい、わかりました。

それでは、お諮りいたします。本委員会では調査中の事件について、調査の経過を本会議に中間報告することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 御異議なしと認めます。よってそのとおり決しました。

また、中間報告の内容については、先ほどの御意見を踏まえて正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 正副委員長に委任するに当たって、共通事項を中立な観点で淡々と読み上げるといふ認識でよろしいですか。

○松井 努委員長 済みませんが、今お話しされているのは、議会で通告された内容を、こういう質問をするんだというようなことは、中間報告の中においては無いと思います。今までの経過をただ淡々と述べるだけでありまして、通告された質問の中のどの部分を尋問するとか、そういうことについてまでは触れることはないと思いますので、御了解ください。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 でしたら、委員長、副委員長に委任するということですが、前回から議論が長引いております今回の通告の件に関しても、私は正副委員長に一任をした結果、書式のトラブルが事前に見つかった上で、提出寸前になって、議会事務局でどうするのかということでは慌てた経緯があります。そういったところから見ますと、委員長、副委員長に委任の前に、どのような中間報告をするのかという決をいただきたいというふうに思います。

○松井 努委員長 御意見としては承っておきますし、また、議事録にもきちんと載るわけでありまして、今、私、委員長としての見解を述べさせてもらいまして、きょうまでの経過報告をするというふうに御理解いただきまして、今あなたが指摘されましたことにつきましては十分これから留意をしていきたいというふうに思います。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 公平、公正に中立の観点で共通事項を淡々と読み上げさせていただきますという委員長の認識、しかと承りましたので……。

○松井 努委員長 ちょっと待ってください。共通認識の事項を当日報告することはないんですよ、今回は。今回は、ここまで決まりましたと。要するに証人喚問はどなた、参考人招致はこの方まで決まりましたというところまでのことしか考えておりません。ですから、通告制その他につきましては、9月にもう1回会議を開きますね。そのときに初めて報告でいいことでありますから、共通事項で何を聞くとかということについては中間報告はいたしません。

○鈴木雅斗委員 中間報告に対して、こういうふう聞くのもちょっと無礼かもしれませんが、委員長、副委員長が公平、中立であるというふうにおっしゃっていただければ、異議なしで私の意見ということでさせていただきますので、よろしいですか。

○松井 努委員長 お答えします。

もとより、私たちの立場は公平、中立でなければいけないわけありますから、それは信用してください。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○松井 努委員長 それでは、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 御異議なしと認めます。よってそのとおり決しました。

○松井 努委員長 次に、次回開催についてであります。

次回開催は、先ほども出ましたとおり、9月定例会中、常任委員会の委員長報告日の本会議散会后とさせていただきますので、御了承願います。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 提案者の越川副委員長の領収書を確認させていただきまして、漫画と支持する政治家の本を買っていた様子ですが、これは適切な支出なのでしょうか。

○松井 努委員長 もう1度言いますよ。今回の百条委員会の趣旨、本特別委員会に付託されている調査事項ではありませんので、その件につきましては協議事項には含まれておりません。今、私自身はそのことについても承知しておりませんので、お答えすることができませんので了解ください。いいですか。

○鈴木雅斗委員 了解いたしました。副委員長の資質としていかなものかなと思いましたが、ちょっと発言してしまいました。失礼いたしました。

○松井 努委員長 はい、わかりました。

○松井 努委員長 以上で政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を散会いたします。

午後 3 時41分散会